

公益財団法人 鹿児島県婦人会館

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

鹿児島県婦人会館(以下、「当会館」という。)は「女性の社会的地位の確立と男女共同参画社会の形成に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与する」という当会館の定款に記載されている目的のため、会館の運営に全力を尽くしてまいりました。理事長を筆頭に、会館を通じて様々な人々の拠点となるように、創意工夫を重ね事業を展開してきたつもりでしたが、令和5年度に県の法人検査において数多くの指摘を受けました。

このことから、令和6年度は当会館のこれまでとこれからを考える期間として、指摘事項を踏まえ、改善へむけた事業計画として下記の項目について対応してまいります。

①現在の展開している公益事業について最低限各項目 1 事業の実施

現在、当会館では公益事業が 4 つに分類されております。この事業は公益財団法人を設立した段階から行なうべき事業であって、確実に遂行されなければなりません。今年度はこの各公益事業について最低 1 つでも事業が展開できるよう創意工夫を図りたいと思います。

②当会館の基盤の抜本的改革と将来を見据えた在り方の検討

県の法人検査において数多くの指摘を受けたことは、当会館の現理事をはじめ歴代役職員全員で重く受け止めなければなりません。また、今後このようなことがないように公益財団法人業務の抜本的な改善を必要とします。このことについて当年度で改善計画を策定し、今後の当会館としての在り方や将来について検討してまいります。

③赤字財政からの早期脱却に向けた資金の確保

現在の当会館の財政状況について、ここ数年赤字運営が続いており、基本財産取り崩しが行なわれております。これ以上の基本財産の取り崩しは、財団の存続維持に関係することから、取り崩しに頼らない運営ができるように理事会にて協議した上で対応できるよう善処いたします。

④理事・評議員間での現状認識と課題解決に向けた情報共有

当会館は理事会を年に 2 回・評議員会を年に 1 回実施しております。しかしながら、現在の当会館の現状を鑑みると、定款に定める回数の会議の開催だけではこの状況の解決には至らないと考えております。

令和 5 年度から開始した理事懇談会は、定款に定められていないものの、引続き月 1 回の開催を行なうことを維持し、また評議員会の回数も増やして会館運営につ

いて意見を求めていきます。

また、必要に応じ、情報共有と課題解決に向けた理事と評議員の合同協議体を開き、情報の共有を図れるよう努力いたします。

なお、このほかに 3 月に開催する本理事会において協議・承認をいただく「鹿児島県婦人会館改善計画」について断続的に協議・進行をまいります。

さらに、令和 6 年度の基本事業については主催事業を含め前例踏襲を行いつつも会館の利用向上や認知度向上につながるよう事務局と理事を中心に事業の展開をまいります。

令和 6 年度の事業計画

(1) 会議の開催

- ・評議員会 令和 6 年 5 月中旬
- ・理事会 令和 6 年 5 月上旬、令和 7 年 3 月下旬
- ・その他財団法人の運営に関する会議 随時

(2) 研修・学習事業の実施

- ・市町村研修会
- ・むつみ会
- ・赤十字活動研修会
- ・各種生涯学習事業の展開(文化教室等)
- ・講演会(対談形式)

(3) 地域づくり促進活動

当公益財団法人の目的に従って、これまでの実績を踏まえて、地域の発展に貢献するための事業を実施します。

(4) ボランティア活動

- ・児童クラブ協力活動
- ・地域イベント協力活動 等

(5) 会館の活用

当公益財団法人が自ら使用し、または公益事業等で使用している以外の日時において、会館の利用希望者に対して有料で貸し付けを行い、その収益を管理及び公益事業の経費に充てます。

なお、令和 6 年度の早い段階で会館利用料の見直しと当会館の定款に記載されている目的に賛同する各種団体に対する半額免除や全額免除などの優遇措置を行なう利用向上の制度見直しを図ります。

(6) ホームページの運用

公益法人としての運営に関する情報及び活動内容の周知を図るとともに、事業への参加、会館利用を呼び掛けるために、ホームページを活用します。